

# くすの樹



2012年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985) 24-8820 FAX: (0985) 22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

昨年は何と言っても3.11東日本大震災と福島原発破壊による大災害という未曾有の受難の年でした。仙台空港、名取市付近に足を踏み入れた目には広島、長崎原爆投下後の焼け野が原の写真そっくりに住宅や工場が消え、一望に見渡せた惨状に衝撃を受けました。2万人に上る死者、行方不明者。甚大な被害を受けた中で、懸命に復興に立ち上がろうとする被災者の姿と全国からの支援の運動に感動します。自然の猛威に備える万全の対策と被災者への緊急、十分な復興支援策が必要です。

さて原発事故は、住民や専門家がその危険性を指摘して設置に反対してきたのにもかかわらず、東電や国がそれに耳を貸さず遮二無二進めてきた「安全神話」がもろくも崩れたことを露呈しました。底の見えない放射能汚染の恐怖は私達に生存の意味を根底から考えさせる契機になり、今後は脱原発の運動を強力に進める必要があります。

3年前の政権交替にもかかわらず、政府は公約に反して消費税増税、年金切り下げを公言し、沖縄普天間基地の辺野古への移転に執着し、又各分野で猛反対が起きているTPP(環太平洋経済連携協定)への参加を表明する等国民の生活を圧迫し、平和へ逆行する方向を進めようとしています。

当事務所は皆さんと共に生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

## 宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子  
弁護士 成見 正毅  
弁護士 谷口 純一  
弁護士 成見 暁子  
事務職員一同



## ●村岡 弘応●

福島原発事故がまだ収束していないのに、政府・財界は原発再稼働や原発輸出をめざしています。以前水力発電の仕事をしていたこともあり、脱原発・自然エネルギー推進の運動を高める必要を感じています。

## ●弁護士 谷口 純一●

昨年、出張中に「神様のカルテ」(夏川草介著 小学館)を読んだのですが、電車の中で涙が止まりませんでした。

人に寄り添う医療を目指す主人公の姿は、現代の社会に蔓延する孤独を感じさせるものです。一人一人が孤立していく社会ではなく、つながりを持てる社会を目指しながら、日々の仕事に頑張っていると思います。

## ●弁護士 成見 幸子●

母は、平成22年3月、5人の子どもたち夫婦と孫に囲まれての90歳のお祝いのお祝い後、1週間後に、左脳に出血を起こして入院となりました。

いつも心配をかけ世話になってきた母の、麻痺した手足をさすりながら涙が止まりません。庭の花を枕元に届けますと、言葉を失った母は、目で花がきれいだといいます。急性期病棟から回復期病棟にかわり、次いで老健施設に移りましたが、ここで右脳に梗塞を起こし、傾眠傾向が強くなりました。そして平成23年8月、新設の老人ホームに入所できましたが、10月、嘔吐が続き検査の結果、小脳梗塞を起こしていることが判明。経口摂取ができず点滴に頼る状態でどんどんやせていきます。胃瘻を作り、栄養摂取をする方法を選択しました。最近の朝日新聞に厚労省が発表した胃瘻処置として、途中やめる選択肢もあると載っていました。生きる力があるのにどうしてそのような選択ができるのでしょうか。

「ありがとう」という言葉を受けて、母が私にほほえみ返してくれることを心から願っています。

## 事件紹介 ある医療過誤事件

## 弁護士 成見幸子

胆嚢摘出手術後七日目に死亡(男性72歳)につき、他事務所の弁護士と2人で担当しました。男性の息子が相続を放棄したので、年輩いた母親が唯一の相続人として自分より先になくなった長男を悼みながら、末子・二男の力を借りて解決した事例です。

一般的には、診療経過を知るために、カルテや看護記録、レントゲンその他検査記録を証拠保全するのですが、本件では二男の子が看護師であったこともあり、相手方病院へ証拠開示を申し入れ、上記諸書類を手に入れてくれたので、すぐにこれらを検討して、外科医師の意見を聞き、方針を立てることができました。

1週間すれば帰ってくるよと元気に入院した長男が、(1)腹腔鏡下胆嚢摘出手術(術中の撮影が一部なされてDVDになっていた)ので、その様子は臨場感を持って認識できる)、腹腔内洗浄ドレナージを行ったけれどシートを汚す胆汁漏れが有り、(2)腹膜炎(造影剤が要因となったと思われる肺炎も併発)を起こし、次いで(3)敗血症に至り、この間開腹手術・洗浄が行われましたが、既に遅く、多臓器障害により死亡するに至ったのです。

死因を確認するために解剖が望まれたものの、遺族がこれ以上傷つけないという願いでなされなかったということでした。(納得できない死に対しては解剖は重要です。)

開腹手術により、肝床の三カ所から胆汁が出ていることが分かったということで、男性は、以前胃の手術により周辺に癒着があったこともあり、腹腔鏡を操作中肝床にある小胆管が出てくるところ三カ所を傷つけてしまったことが伺われました。

胆汁漏れが分かったとき、速やかに開腹して、胆汁漏れの原因を解決し漏れた胆汁を洗浄することが先決でした。合併した肺炎の治療に気を取られ、開腹・洗浄が遅れたことが死を招いたと考えられます。死因と胆汁漏れを起こしたミスとの因果関係について、病院側の医師の間でも見解が分かれたそうですが、私たちが患者側の医師の見解を聞きながら何回も意見を交わしたところ、病院は基本的に過失を認め、代理人弁護士が横浜から宮崎に出向いて話し合いをするという誠意が示されたこともあり、円満な解決ができました。

## &lt;ご案内&gt;

当事務所は、九州・山口医療問題研究会(「医療研」)宮崎支部に参加し、現在事務局を担っています。医療研は、安全な医療の確立を目指し、患者の立場で患者の権利実現、救済のために奮闘する弁護士のグループです。2011年11月19日には、県内の多くの弁護士にも参加してもらい、宮崎でも、全国一斉医療過誤電話相談受付に取り組みました。医療研では、複数体制で医療過誤に関する相談、調査、交渉、訴訟事件を担当します。ぜひお気軽にお問い合わせ下さい。

(上記ご紹介の事例は医療研の事案ではありません)。



## 脳脊髄液減少症

弁護士 谷口純一

タイトルの病気をご存知でしょうか。新聞やテレビで報道されたのを見て、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが。

何らかの原因で、脊髄から髄液が漏れることにより、頭痛、倦怠感、めまい、首の痛みなど様々な症状を呈する病気です。軽微な外傷でも、発症することがあるとされており、交通事故でこの病気を発症する方も少なくないようです。

最近まで、医師の中でもその存在自体に争いがあり、専門の病院でなければ診断されなかつたりしたこともあって、周りから、単なる仮病ではないか、やる気の問題ではないか、などと責められ辛い思いをしてきた方も多数いらっしゃいます。これまでは、裁判でも、脳脊髄液減少症の存在を主張しても認められることは稀でした。

ところがこの病気について研究を続けてきた医師・医療機関の努力や患者の会の運動の結果、少しずつ認知度が広まってきました。そして昨年、厚生労働省の研究チームが、一定の研究成果を報告したこともあって、裁判でも、この脳脊髄液減少症について認める判決が出されています。

現在私たちの事務所でも、複数の交通事故損害賠償請求事件で、脳脊髄液減少症に関する主張をしています。まだまだ解明されていない部分もあり、裁判所で認めてもらうにはハードルもありますが、交通事故被害者のために頑張っていきたいと思っています。

そして、交通事故に遭いながら、周りから仮病扱いされ救済されずに放置されるという二次的な被害を受けることのない社会を作りたいものです。

### 事件紹介

## アスベスト労災認定訴訟

弁護士 成見暁子

アスベスト(石綿)は、天然の岩石から取り出される特有の繊維構造を持つ一定の鉱物の総称です。かつて大量に産出され、安価である上に、細くしなやかで糸や布に加工し易く、引っ張りに極めて強く、断熱性、耐火性、耐薬品性、電気絶縁性、防音性に優れ、他の物質との密着性に優れるなどの特質があることから、「魔法の鉱物」「奇跡の鉱物」とも言われ世界中で使用されてきました。用途は3000種類を超えと言われており、私たちの生活環境の至るところで用いられてきました。ところが一方で、アスベストの非常に細かい繊維は「キラーダスト」とも言われ、吸い込むと肺胞に到達し排出されずに留まり続け、30年、40年といった長い潜伏期間を経て、進行性の悪性疾患である肺ガン、中皮腫、石綿肺等を引き起こすなど、人体への強い有害性を持っています。

欧米各国は、WHOが1972年に発がん性を明言したことを契機とする世論の批判の高まりなどによって1970年代前半からアスベストの消費量を一気に減少させましたが、日本では、その後も、アスベストの有用性と経済活動を、労働者や住民の命や健康よりも優先させて使い続け、必要な規制を怠って、アスベストによる深刻な被害を拡大させてきました。

長年アスベストのばく露を受ける業務に従事して亡くなりながら、労災認定を受けられなかった2名の労働者(1名は自動車整備工、1名は薬品工場の配管等補修作業員)について、労災給付不支給処分取り消しを求める行政訴訟を宮崎地裁に提訴し、当事務所の成見幸子、成見暁子が、他の事務所の弁護士とともに弁護団を組み、全日本建設交通一般労働組合の支援を受けて、いま裁判に取り組んでいます。国は、アスベストのばく露があったことは認めながら、「それほどばく露ではない」「原因は不明」などと争っています。

全国で、アスベストを使用し続けてきた国と企業の責任を問う裁判が提起され、たたかわれています。被害者の救済をきちんと実現させるとともに、人の命や健康よりも経済活動を優先させることはできないというルールをきちんと確立したいと思います。

## 給費制と法曹人口問題

弁護士 成見正毅

昨年、司法修習生の給費制維持のためたくさんのご協力をいただきましたが、2011年11月1日より、残念ながら貸与制が始まってしまいました。すでに数百万円の借金を背負った司法修習生も多く、アルバイトが禁止される中、さらに借金を重ねて、1年間の研修を受けることになります。そのため、司法試験に合格しながら、修習を受けずに働くという人も現れています。また、司法試験に合格し、1年間の研修を終えた弁護士志望者の未登録者はついに過去最悪の2割にも達したと報告されており、ハイコスト・ハイリスク・ローリターンだということで、法曹志望者(受験者)は年々減少しています。これでは志ある有為な人材に門戸を閉ざすことになり、法曹養成制度は危機的状況にあります。

社会の隅々に法の光をあてるため、法曹(裁判官、検察官、弁護士)の増員は必要でしたが、この間すでに相当の効果が現れています。しかし弁護士だけを突出して激増させ、しかも、市場原理に任せて人数を決めるべき(食えない弁護士が淘汰されるのは自己責任)、との考え方で進めることは全くもって間違っており、このままでは市民にシワ寄せがいくことになるでしょう。

給費制を直ちに復活させるとともに、法科大学院制度を含めた法曹養成制度全体を早急に見直す必要があります。

特別寄稿

## NPO アースウォーカーズ代表 小玉直也さん

私は、震災直後から仲間らと被災地へ行き、国境なき医師団とともに南三陸町の支援活動を開始しました。その後、被害の規模が大きかった石巻市などで活動し深刻な状況を目の当たりにしました。

現地の人手不足の状況に力を貸してほしいとのイラク支援の際一緒だったJIM-NET(日本イラク医療支援ネットワーク)の呼びかけに応え、6月下旬に仕事を辞め以降被災地に常駐しています。

そして宮崎県内の大学をまわり学生ボランティアを呼びかけ、延べ400人を超える学生を岩手県遠野市、陸前高田市、大船渡市、大槌町、宮城県気仙沼市、南三陸町、石巻市、東松島市に派遣してきました。現在私自身は、放射能の影響に苦しむ福島県の浜通り中通り全域の支援活動にあたっています。津波の被災地では、ガレキやヘドロの除去をしています。口蹄疫やインフルエンザで大変だった宮崎牛や宮崎地鶏、新燃岳の噴火で被災した農家などから購入した野菜を使って、宮崎食堂と名付けた炊き出しなどを行い、大変喜ばれました。

福島県では、ガイガーカウンターで放射線の測定をしながらの活動になります。福島インターを降り市内に入ると、どんどん上昇する線量計に不安を覚えながらの初日だったのが忘れられません。放射線量が高い福島で、子どもたちの屋外の遊びが制限される中、主な活動は①放射線量の低い地域での移動保育、②宮崎の野菜などを届けたり炊き出しをする宮崎食堂、③宮崎などへの保養疎開キャンプ、④宮崎大学と共同で子どもたちなどの内部被ばく測定、⑤福島の女性たちの声を知らせる FukushimaVoiceです。これらを柱にいろいろな支援活動を行っています。



気仙沼市に宮大生らボランティア到着

今回の震災で最も印象的な事柄の一つが、今年の漢字にも選ばれた「絆」です。宮城県、岩手県では家族が避難所などで支え合い太い絆が結び、仲の悪かった家族も離婚を思いとどまり共に支え合い、交際していた人も支え合う仲で結婚し新しい絆が広がって行きました。一方、複雑なのが福島県です。放射能の影響で避難すべきか否かで夫婦や家族で意見が分かれ、離婚に至った例も少なくありません。父親だけ残り母親と子どもは県外避難し、家族が引き裂かれ新たな離婚が生まれる一方、結婚を予定していたカップルが福島の女性との結婚に反対され破談になった話も絶えません。原発事故の影響で「絆」が引き裂かれている福島と、結婚率が上がり離婚率が下がる宮城県岩手県との大きな差を感じています。

被災地での活動をより幅広く支援し、学生の派遣も積極的にを行い、活動や情報をオープンにしていく上で、2011年11月に総会を開き、宮崎中央法律事務所の成見暁子さんを含む法律家や大学教授や学生や会社員など幅広い方々に理事になってもらい、新たなNPO 法人アースウォーカーズを立ち上げることにしました。現在法人格申請中です。活動内容は多彩ですが、特に、福島に宮崎の安全な食材を届ける活動と、放射線量の低い宮崎への子どもたちの保養を兼ねたキャンプに力を入れています。福島支援募金を募っていますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。ゆうちょ銀行02260-6-134167「アースウォーカーズ」備考欄に「東日本大震災活動支援金」



石巻市で家の泥出しで頑張った Team 宮崎

**略歴** 1971年清武町生まれ。宮崎産業経営大学を卒業後大阪で就職。97年1月ロシア・ナホトカ号重油流出事故重油すくい支援、同年12月沖縄県辺野古の海上基地建設の賛否を問う住民投票の支援、03-04年イラク戦争の米軍の空爆で両親を亡くした子どもたちへの食料・薬の支援(高遠菜穂子さんらと)、05年スマトラ沖地震被災地タイ、07年中越沖地震被災地新潟県柏崎市の支援等に携わる。

## 原告募集

## 「原発なくそう！九州川内訴訟」もうすぐ始めます。

九州には、佐賀・玄海原発と、鹿児島・川内原発の2カ所の原子力発電所があります。これらの原発の再稼働を許さず廃炉を目指す取り組みの一環としての訴訟の準備を進めています。これまで、国と電力会社は、原子力発電について、安全で安価、クリーンなエネルギーだと宣伝し推進してきましたが、2011年3月11日東日本大震災を契機として発生した東京電力福島第一原発事故は、この「安全神話」が虚偽であったことを明らかにしました。2012年1月31日提訴予定の佐賀・玄海原発訴訟に続き、鹿児島・川内原発

訴訟も、提訴に向け、2月頃から原告募集を開始する予定です。原発に頼らないエネルギー政策をみんなの手で選択したいと思います。ぜひご参加下さい。



# Q&A

## 労働審判制度

会社から突然解雇を言い渡され、納得がいきません。知人から「労働審判」を利用するといいいのではないかと、言われました。「労働審判」とはどのような制度なのでしょうか。

回答 弁護士 谷口 純一



### Q 解雇は争えますか？

正当理由(客観的合理性と社会的相当性)を欠く解雇は、解雇権を濫用したものとして無効です(労働契約法16条)。会社の経営が苦しいことを理由とする整理解雇も、'4要件'を満たす必要がありますが制限されています。労災療養中や産前産後の休業中など個別に解雇が制限されている場合もあります。

しかし現実には、これらの法令が守られず、違法な解雇が横行しています。解雇の効力を争い復職を求めたり、解雇予告手当や金銭賠償を求めたりしたい場合に使える制度の一つが労働審判制度です。

### Q 通常の訴訟と違いますか？

通常の訴訟手続では、互いの言い分を確認するため、一般に何回も期日を重ね、何ヶ月もかかりますが、労働審判は期日で3回以内、ほぼ3カ月以内に終わる早期解決が特徴です。

また労働審判には、労働審判官である裁判官1名の他に、裁判官でない、労働者側と使用者側の各労働審判員1名ずつが審判に参加し、労働問題の専門家として審判に参加します。

### Q 手続はどのように進みますか？

申立人が申立書を提出すると、相手方は裁判所から呼出を受け、期日の1週間前までに答弁書を提出します。

第1回期日では、当事者がそれぞれの言い分を証拠に基づいて主張します。続く第2回、第3回の期日で、事情を知っている人が証人として出席して話をすることもあります。労働審判官と労働審判員が当事者の言い分や証人の話を踏まえて、調停案を作成して提示します。当事者双方が調停案を受け入れれば調停成立で終了です。およそ7割の事件が調停成立で解決しているようです。

調停が成立しない場合には、裁判所が見解を示す審判がなされます。審判の内容に不服があれば、当事者は異議を述べることができ、この場合には、手続が通常の訴訟に移行して、審理が続けられることになります。

### Q どんな事件が解決しましたか？

当事務所では、比較的多くの労働審判事件を扱っています。不当な解雇を争う事件、未払いの給料や残業代の支払いを求める事件、使用者のパワハラに対する慰謝料を請求する事件などがあり、ほとんどが調停の成立で早期解決しています。

### Q 利用するにはどうすれば？

労働審判は、迅速な手続ですが、原則3回で主張や証拠を出し尽くすなど、通常の事件にはない難しさもあります。示談交渉、労働組合の団体交渉、労働局や自治体のあっせん手続、これらで解決しない場合の訴訟、仮処分などの裁判手続など、他の手続との比較検討も必要です。

解雇やその他労働問題で困ったときには、ぜひ当事務所にご相談下さい。弁護士費用や相談料の準備が困難な場合には、法テラスの立替制度が使える場合も多いので、ご相談下さい。

労働基準法や労働契約法、その他さまざまな法律で、労働者の権利が定められています。おかしいと思ったら、1人で抱えず泣き寝入りせず、あなたと、あなたに続く人たちのために、ぜひご相談下さい。



## 法律相談のご案内

事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。法律相談料は原則として30分5,250円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、法テラスも利用できます。その他不明な点は遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

<業務時間> **ご予約 ☎ (0985) 24-8820**

● 平日 9:00~17:00

● 第1, 3, 5土曜日 9:00~13:00



宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分、「橋通1丁目」から徒歩3分。県庁前楠並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。